

議案・資料

第 71 回日高市都市計画審議会

令和 8 年 7 月 24 日 金曜日
日高市役所 2 階 庁議室

日高市

令和 8 年 7 月 24 日

日高市都市計画審議会委員及び臨時委員 各 位

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

第 71 回日高市都市計画審議会の付議案件について

以下の案件を、第 71 回日高市都市計画審議会に付議します。

議 番	案 件	ページ
	根 拠 条 文 等	
議第 1 号	会長の選出について	—
	・ 日高市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項	
議第 2 号	職務代理の指名について	—
	・ 日高市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項	
議第 3 号	川越都市計画 生産緑地地区の変更についてについて（諮問）	1 ～ 7
	・ 都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項	

議第 3 号 川越都市計画 生産緑地地区の変更について（日高市決定）

川越都市計画生産緑地地区の変更（日高市決定）

- 1 川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 80 号生産緑地地区を次のように変更する。

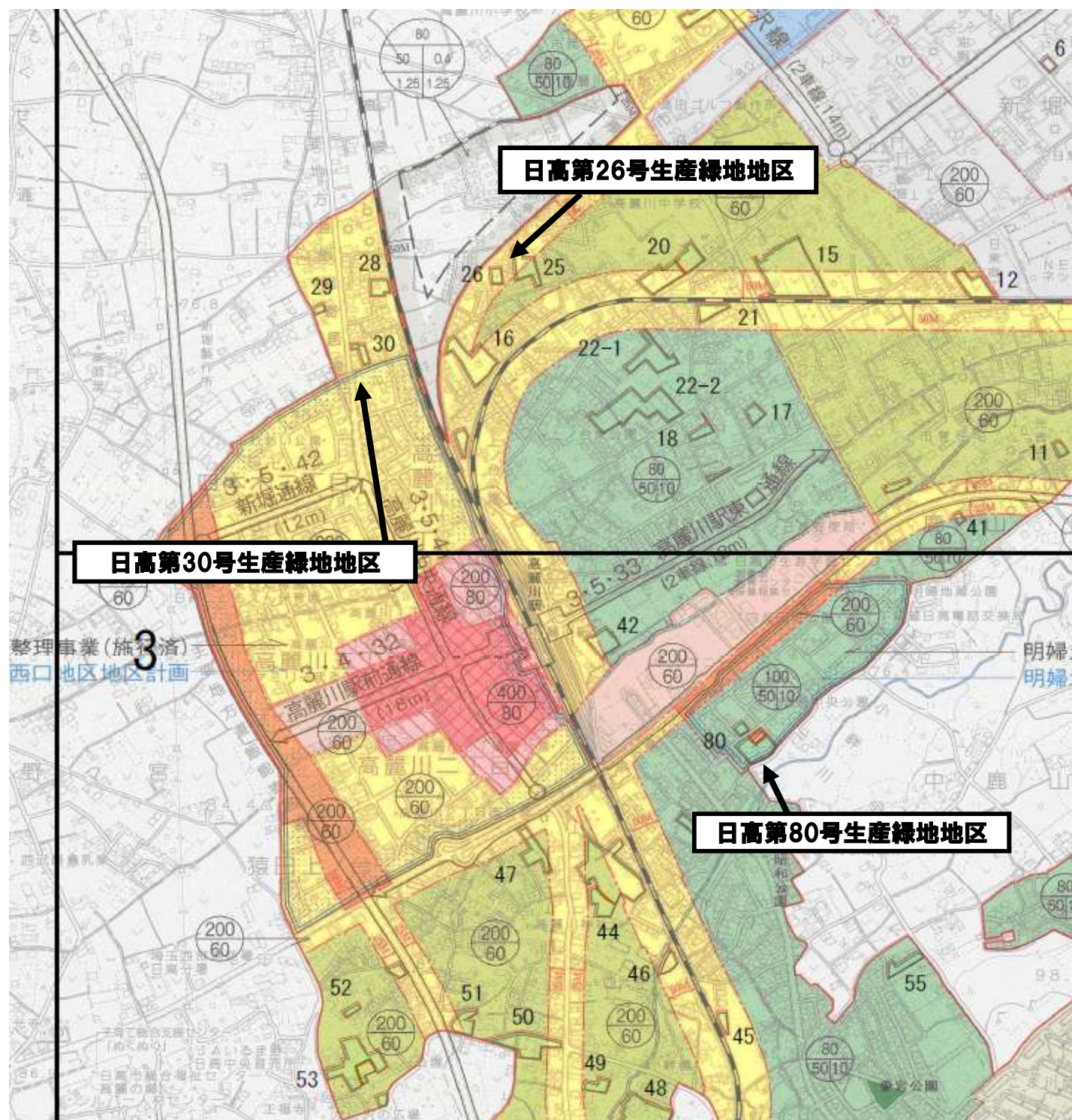
名 称	面 積	備 考
日高第 80 号生産緑地地区	約 0.29ha	位置、区域及び面積の変更

- 2 川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 26 号及び第 30 号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

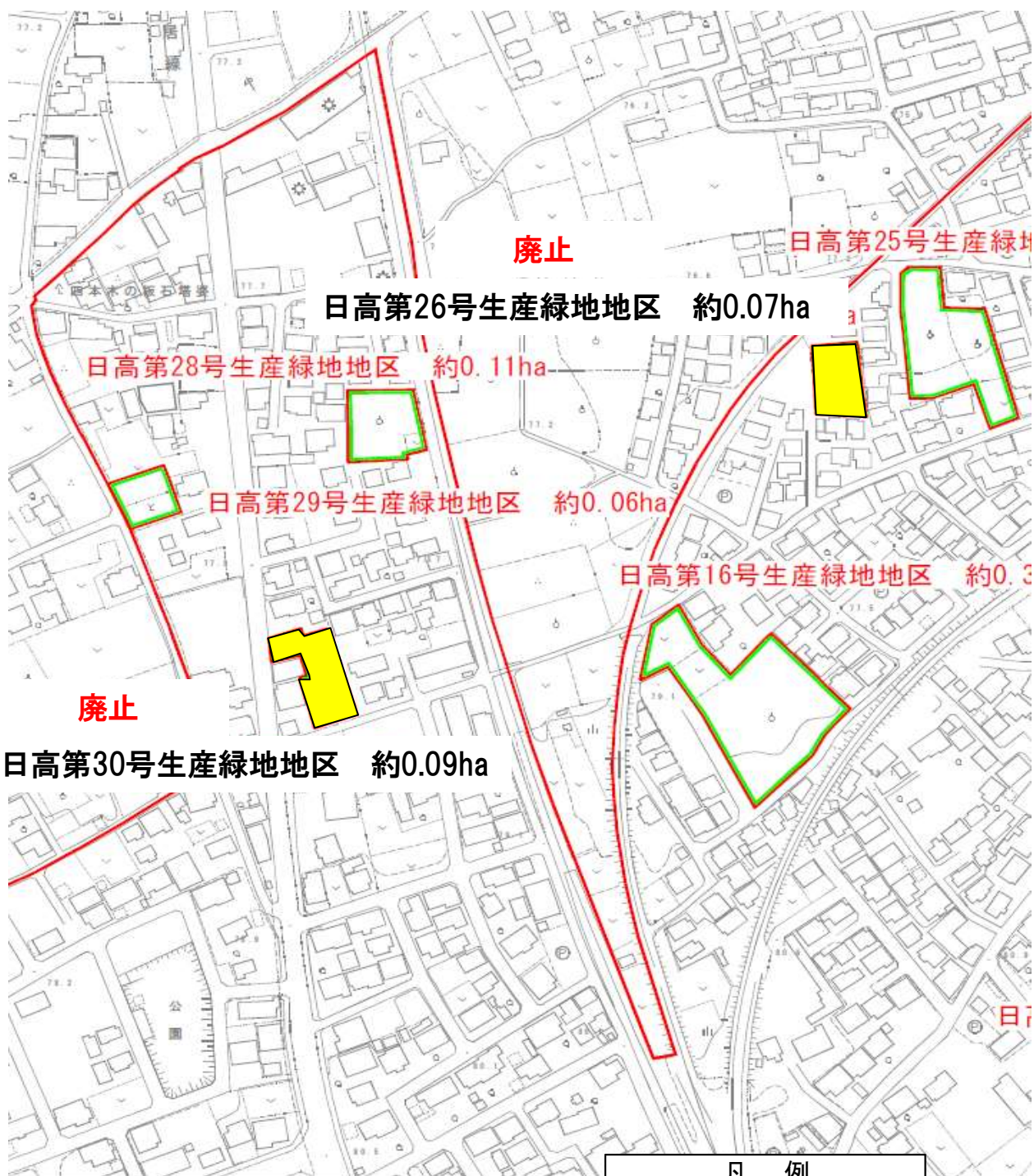
理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、川越都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。



変更概要図 (1/2)

日高第26号及び第30号生産緑地地区(計画図1)



変更概要図 (2/2)

日高第80号生産緑地地区(計画図3)



理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。

2 変更の必要性

(1) 行為制限の解除に伴うもの（変更）

日高第80号生産緑地地区の一部区域については、指定から30年が経過したため、生産緑地法第10条第1項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあつせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあつせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区の「位置、区域及び面積」を変更するものです。

(2) 行為制限の解除に伴うもの（廃止）

日高第26号生産緑地地区については、主たる農業事業者が死亡したため、生産緑地法第10条第2項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあつせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあつせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止するものです。

(3) 行為制限の解除に伴うもの（廃止）

日高第30号生産緑地地区については、主たる農業事業者が故障したため、生産緑地法第10条第2項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあっせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止するものです。

3 変更の内容

(1) 日高第26号生産緑地地区

行為制限の解除に伴う地区の廃止

変更概要図(1/2)のとおり。

(2) 日高第30号生産緑地地区

行為制限の解除に伴う地区の廃止

変更概要図(1/2)のとおり。

(3) 日高第80号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更

変更概要図(2/2)のとおり。

都市計画変更の経緯の概要

日高第 80 号生産緑地地区

埼玉県知事協議	
申 出	令和 7 年 11 月 20 日
回 答	令和 7 年 12 月 3 日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和 8 年 1 月 14 日から 1 月 28 日まで 【縦覧結果】縦覧者：1 名、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和 8 年 7 月 24 日
決定告示	令和 8 年 8 月上旬（予定）

日高第 26 号・第 30 号生産緑地地区

埼玉県知事協議	
申 出	令和 8 年 4 月 23 日
回 答	令和 8 年 4 月 30 日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和 8 年 5 月 20 日から 6 月 3 日まで 【縦覧結果】縦覧者：なし、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和 8 年 7 月 24 日
決定告示	令和 8 年 8 月上旬（予定）